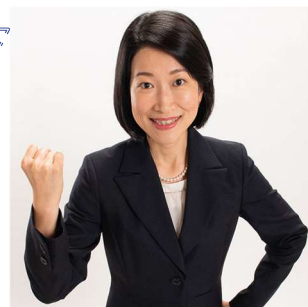




国民健康保険、介護保険など保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たした方は、申請により国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料が減額または免除になる場合があります。

6月中旬に発送された納入通知書や6月21付の区報でもお知らせされていますが、自分が該当するかどうかかわからない、手続きが難しそうで・・・と、申請に、二の足を踏んでいる方も多いのではないのでしょうか。

まずは事前チェックシート(右表)で確認を。現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から申請は郵送で受けていますので、担当部署に依頼すれば申請書を自宅へ送ってもらえます。

申請方法が分からない方は、お気軽にご相談ください。

なお、国保も介護保険も減免申請から決定まで1～2か月ほど時間がかかっています。担当部署で「減免チーム」を組織して、業務にあたっているとのことですが、限られた職員体制のために時間がかかっているとのことでした。申請しても一向に連絡が来ないので、提出した書類に不備があったのでは？と心配になる申請者もいらっしゃるようです。

コロナで経済的に苦しくなった方々が、わらをもすがる思いで申請しています。少しでも早く審査をして、決定を下すよう改めて担当課に要望しました。

これまでの申請・決定件数は下表の通りです。

減免申請状況	国民健康保険	介護保険
申請件数	1,000弱	320
決定件数	155	140
2020年減免額	約3,974万円	約1,000万円
2019年減免額	約678万円	約200万円

8月17日現在

なお、7月下旬から受付を始めた後期高齢者保健の減免は、東京都後期高齢者医療広域連合で取りまとめており、まだ申請状況などは報告されていません。

【問合せ先】

国民健康保険 電話:03-3802-3111

国保年金課 国保資格係(内線:2375)

介護保険 電話番号:03-3802-3111 ファクス:03-3803-1504

福祉部介護保険課資格保険料係(内線:2441)

後期高齢者医療保険

東京都後期高齢者医療広域連合「お問合せセンター」

受付時間(平日)9時～17時

電話:0570-086-519(PHS や IP 電話は 03-3222-4496)

ファクス:0570-086-075

別紙 1

【国保】新型コロナ減免・事前チェックシート

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等に対する国民健康保険料の減免（以下「新型コロナ減免」といいます。）の申請をされる方は、事前に以下の設問により、該当するかご確認ください。以下は、「主たる生計維持者」についての設問です。

「主たる生計維持者」とは、世帯主又は主に金銭的に家計を支えている方のことです。ただし、同一世帯の方に限ります。

設問1	主たる生計維持者が新型コロナウイルスに感染し、死亡または重篤な傷病を負いましたか。 □は い → 新型コロナ減免を申請できます。 □いいえ → 設問2へ
設問2	主たる生計維持者の令和元年（2019年）中の合計所得金額は1,000万円以下ですか。 □は い → 設問3へ □いいえ → 新型コロナ減免の対象とはなりません。
設問3	新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれる収入区分が、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入（以下、「収入4区分」といいます。）のいずれかに該当しますか。 □は い → 設問4へ □いいえ → 新型コロナ減免の対象とはなりません。
設問4	収入4区分の中に令和元年（2019年）中に比べて、30%以上減少する見込みの収入（※）はありますか。 ※収入見込みの算出方法の例としては、直近3カ月の収入の合計額を4倍（1年分）して算出した額などがあります。ただし、国や都からの給付金は補填額に含みません。 □は い → 設問5へ □いいえ → 新型コロナ減免の対象とはなりません。
設問5	令和元年中の所得の合計額のうち、設問4で減少が見込まれる収入区分の額を引いた額が400万円以下ですか。 例：事業収入が30%以上減少する見込み、その他の区分の収入は影響なし、の場合 ① 令和元年 事業所得300万円 その他の所得450万円 合計所得 750万円 合計所得 — 事業所得 = 450万円 → 新型コロナ減免の対象となりません。 ② 令和元年 事業所得300万円 その他の所得150万円 合計所得 450万円 合計所得 — 事業所得 = 150万円 → 新型コロナ減免を申請できます。 □は い → 新型コロナ減免を申請できます。 □いいえ → 新型コロナ減免の対象とはなりません。

◎収入と所得について
◆収入とは・・・
会社からもらっていた給与や、パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。店舗などを営み、得た売上げも「収入」になります。
◆所得とは・・・
「収入」から「必要経費」を引いて残った額が「所得」です。例として、「品物を買って得た金額」が「収入」です。品物を買うために「仕入の代金」などの必要経費を、収入から引いた額が「所得」です。このため、所得と収入を比べると、収入の方が大きくなります。

【問い合わせ先】
荒川区 国保年金課 国保資格係 電話：03-3802-3111（内線）2374～2376

荒川区ホームページより 介護保険版もあります

都営住宅募集中

8月17日(月)～25日(火)

申込書は荒川区役所1階総合受付や区民事務所で配布中です。また、期間中はホームページでもダウンロードできます。

書き方が分からないなど、不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

<募集の内容>

- ・家族向（ポイント方式）
- ・単身者向・シルバーピア（抽せん方式）



発行：日本共産党議員団 TEL：3802-4627 FAX：3806-9246

e-mail：arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所>

荒川区西尾久2-4-8 メゾン・ド・ポラリス1階

TEL&FAX：3894-6668



新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校等の臨時休業、事業所の休業などにより、多くのひとり親家庭が経済的影響を受けています。東京都では、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に食料品等を提供する事業を行っています。

該当のご家庭に必要な商品をお選びいただけるよう、食料品などの生活必需品を24点掲載したカタログ(右画像)を7月中旬にお送りしてあります。お申し込みいただいた商品は、宅配業者により配送されます。**申込期限は2020年10月31日(土曜日)**です。お忘れなく。

【問合せ】

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課 電話番号:03-5320-4125



西尾久6丁目グリーンスポット拡張へ

西尾久 6-10-21 にあるグリーンスポットが拡張されます。



西尾久6丁目グリーンスポットの拡張用地

荒川区が西尾久 6-10-5 の空地を拡張用地として買収を予定しています。これまでの西尾久6丁目グリーンスポット170㎡(2002年3月31日開園)に92㎡分加わり、262㎡となります。来年度設計、整備、工事を

行い2022年2～3月の完成を予定しています。工事の詳細は未定ですが、町会と相談しながら、防災設備・倉庫など配置も含めて検討するとのこと。

グリーンスポットは密集住宅市街地整備促進事業の一環として位置づけられており、区内15か所、2,846.03㎡あります。防災スポットは区内10か所、1,337.16㎡となっています。

【問合せ】

道路公園課工務係 電話番号:03-3802-3111(内線:2731)

街の声

★東京都からまた営業時間短縮の要請があった。ようやく6～7月にお客さんが戻ってきたところだったのに。20万円の給付金は出るようだけれど厳しい。と、飲食店のマスター。体調を崩して入院してしまいました。給付金の受付要綱は8月26日公表予定、申請受付は9月に入ってからとなりそうです。早く給付して！

★今年の夏は暑い！コロナで外出も控えているし、熱帯夜も続いている自宅でクーラーつけっぱなし・・・電気代が心配。

★小さな子どもが遊べるジャブジャブ池や屋外プールが利用できなくて、本当につらい。海も遊泳禁止。荒川総合スポーツセンターやあらかわスポーツハウスの屋内プールは稼

働していますが、小さい子は連れていけません。夏休みに子どもたちを遊ばせるのにも苦労しました。

★8月中旬に区立・私立保育園で保育士のコロナ感染が確認されました。区内の施設で発生が相次いでいて心配。との声を多数いただきました。感染確認の園でPCR検査対象が途中で変わるなど、区への対応も問われます。第8次申し入れでも「国や都の動向にかかわらず、公費負担で医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校などの従事者へのPCR検査の定期的実施」を求めました。



暑い日がまだまだ続きます☀熱中症対策を

暑さを避ける 外出時にはなるべく日陰を歩く、帽子や日傘を使うなど。家の中では、ブラインドやすだれで直射日光を遮る、扇風機やエアコンで室温・湿度を調整するなど。

服装を工夫 外からの熱の吸収を抑え、体内の熱をスムーズに逃がす服装が理想的です。熱がこもらないよう、襟ぐりや袖口があいたデザインもおすすです。薄着のほうが涼しいとはいえ、肌着を着たほうがよいことも。肌と肌着、肌着と服の間に空気の層ができて、外からの熱気を防いでくれます。

こまめな水分補給 感染防止でマスクをしていると、のどの渇きに気づきにくいようです。こまめな水分補給を心がけましょう。緑茶やコーヒーなどのカフェインが多く含まれている飲み物、アルコール類は利尿作用があるので適しません。効果的なのは経口補水液です。ドラッグストアなどで販売していますが家庭でも簡単に作れます。

お家でできる脱水予防 おいしい“経口補水液”の作り方

水:1ℓ+食塩:2g(小さじ半分)+砂糖:30g
お好みでレモンも。飲みやすくなります。



定例★法律相談

日時:9月18日(金)

18:30～20:00

会場:北村あや子事務所

TEL&FAX:03-3894-6668

くらし・仕事のお悩み・・・ひとりで悩まず、ご相談ください。弁護士と北村が相談をお受けします。8月の定例相談会はお休みさせていただきますが、お急ぎの場合は法律事務所の相談日などをご案内します。生活相談はいつでもどうぞ。